

4 経過的取扱い

【新設】(経過的取扱い(1)…改正通達の適用時期(1))

この法令解釈通達による改正後の取扱いは、経過的取扱い(2)を除き、令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度分の法第82条の2第1項(国際最低課税額)に規定する国際最低課税額に対する法人税について適用する。

【解説】

1 令和5年度の税制改正において、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税が創設された。令和5年度の税制改正のうち本制度の創設に伴う法令解釈通達として、令和5年9月21日付で「法人税基本通達の一部改正について(法令解釈通達)」を発遣している。

本通達及び経過的取扱い(2)では、この法令解釈通達のそれぞれの適用関係を明らかにしているが、これらは、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号。以下「令和5年改正法」という。)第2条の規定のうち本制度に関する改正規定は令和6年4月1日から施行することとされ(令和5年改正法附則1四イ)、さらに、同条の規定による改正後の法人税法の規定(各対象会計年度の改正後の法人税法第82条の2第1項に規定する国際最低課税額(以下「国際最低課税額」という。)に対する法人税に係る部分に限る。)は内国法人の令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用することとされている(令和5年改正法附則11)ことに沿ったものである。

2 この法令解釈通達による改正後の第18章の取扱いは、上記の改正後の法人税法の規定のうち各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に係る取扱いであることから、令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度分の国際最低課税額に対する法人税について適用することを本通達において明らかにしている。

なお、経過的取扱い(2)では、この法令解釈通達による改正後の目次から17-2-8まで及び第19章の取扱い(すなわち、この法令解釈通達による改正後の第18章以外の取扱い)の適用関係を明らかにしている。